

# 解放への一步

第41集



筑紫野市

それでもあなたは「ふるさとを捨てればいい」と言うのですか・・・  
病気への無知と偏見により

強制隔離され ふるさとを捨てさせられた人々は  
高齢となつた今もふるさとへ帰れず 涙を流した

「日本で差別されるのがいやならば、朝鮮へ帰れ」と

憎悪に満ちた発言をあびせられた人々は

安住のはずのふるさとでも侮蔑され 唇をかんだ

巨大地震と津波がもたらした原発事故により

ふるさとを捨てざるを得なかつた避難者の子どもは

「放射能がうつる」といじめられ 小さな心が傷つけられた

歴史の中で人為的につくられた同和地区

そのふるさとに生まれ育つた人々は

同じ街の中に「かたまらず分散して住めば同和問題は解決する」と  
考えている人がいることを知り 顔を曇らせた

このわたしたちの街に 生まれてはいけない場所や  
住んではならない場所など決してない

豊かな川であそび 公園の芝で寝転がり まぶしい太陽をあび  
滑り台から聞こえる子どもたちの歓声に 元気をもらう  
人と人がつながり 励まし支えあう言葉が行き交う同和地区

そんなわが愛するふるさとを捨てればいいと  
それでもあなたは言うのですか・・・

### 解説

筑紫野市は、同和問題を解決するためのさまざまな取り組みの成果と課題を科学的に明らかにするため、2011（平成23）年に「筑紫野市同和問題実態調査」を行いました。その中の市民意識調査において、同和問題の解決策として52.4%（複数回答）の人が「同和地区の人々が、一定の地区（同和地区）にかたまつて生活しないで、分散して住むよつとする」を選択しています。前回1997（平成9）年調査（48.2%）、前々回1986（昭和61）年調査（29.7%）からも増加しています。この中には、少しでも早く同和問題を解決したいがために選んだ方も多いと思いますが、この考え方は、今現在その地域に誇りを持つて住居をかまえ、子どもを育て、生活を営んでいる人たちへの思いを抜きにしたものです。また、「ここに生まれ、ここに住んでも差別されない」という日本国憲法で保障されている居住移転の自由にかかる課題ともいえます。

差別は、「される側」の問題ではなく、「する側の問題」であると同時に、「多くの傍観者の立場の問題」でもあると思います。

同和問題の解決に向けて、もう一步の学びを深めていただきたいと「解放への一歩」を発刊しております。ご家族で、職場で、地域で学び、話し合っていただきたいと思います。

# 私の暮らしを豊かに変えたことは

長雨が続くと、私は母と、昔住んでいた我が家への話をすむことがあります。

「よく家の裏の溝から水があふれて、床下浸水しそうたね。荷物を高いところに上げたり下げる、おおごとやつた・・・水がひいたら役所の人が床下に薬を撒きに来なさった・・・」

同和地区で生活環境改善事業が取り組まれていることを見たとき、うちだつて同じような状況なのに・・・と思いました。正直

に言うと、事業によって直接恩恵を受ける同和地区の人たちをうらやむ気持ち、ねたみともいえる感情を持っていたことは否定できません。



とからです。

まず、「義務教育教科書無償化」の取り組みです。この運動は、1961（昭和36）年、高知県のある同和地区の母親たちが声を上げたことから始まったといわれています。憲法に「義務教育は、これを無償とする。」とあるのに、小・中学校の教科書はなぜ有償なのか？貧しさで教科書を買えない子どもたちは、学習の機会を奪われているーー

教科書の無償化を訴える切実な思いや憲法をまもらせるための運動は、多くの共感を得てまたたく間に全国に広がっていきました。この運動が実を結び、1964（昭和39）年から段階的に全国の小・中学校の教科書が無償となりました。

その気持ちや感情の誤りに気づかされたのは、部落解放運動の成果を学んだこ

毎年配布される、真新しい教科書にいっぱいの書き込みをしながら勉強できたことは、なんと幸せなことだったのか・・私の生活中にも部落解放運動の成果がしっかりと活かされていることに驚き、感動するとともに、そのことに気づかずじたことを恥じる気持ちと、「もつ

と知りたい」という思いが生まれました。

次に、「全国高等学校統一応募用紙」の取り組みです。

1968（昭和43）年、奈良県の高校生が同和地区出身であるという理由で採用をされなかつたという差別事象が起きました。これをきっかけに、それまで企業が使っていた応募用紙（通称「社用紙」）には本籍地、家族構成、宗教、親の職業など就職差別につながるおそれがある事項が多く含まれていることが問題になりました。そこで社用紙が見直され「統一応募用紙」を作成しようとすると運動へと広がり、「全国高等学校統一応募用紙」の制定と現在の履歴書の規格へと定着しました。

「生まれ」や「家族構成」など、本人の意欲や能力、適性以外のことでの就職が決まるのはおかしいことに気づき、それを解決しようとするために声をあげてきた部落解放運動の歴史を学びました。そして憲法が保障している「職業選択の自由」が、私たちの生活に活かされていることに深い感銘を受けました。

私は、部落解放運動の成果を学んだことで、かつての「つらやむ気持ち」や「ねたみ意識」を払拭することができました。同時に部落解放運動は、同和地区の人々の

生活だけでなく、私たちの暮らしを豊かにするため大きな成果を上げてきたことにも気づくことができました。

よりよく幸せに生きていきたい、それはすべての人々の共通の願いです。部落解放運動の歴史と成果を正しく知ることは、私たちがより豊かに生きていくための最初の一歩であると思います。



# 「えせ同和行為」を許さない

皆さん、「えせ同和行為」という言葉を聞いたことがありますか。「えせ」は漢字で「似非（似て非なるもの）」と書き、いわば「なりすまし」です。卑劣な行為である「えせ同和行為」の典型的な事例を紹介します。

## 段階 1

「えせ同和行為」を行う者は、同和問題を解決しようと/orする同和地区関係者になりますし、企業等に電話をしたり訪問したりします。そして、あたかもそれらしい団体名を名乗ったり名刺を差し出したりします。たとえその団体が実在していたとしても、活動実態のないペー/パー組織の場合もあります。

## 段階 2

「えせ同和行為」を行う者は、応対に出た人に、同和問題に関する取り組みや認識を尋ねます。その回答があいまいだと「同和問題に理解がない」「社会的責任を果たしていない」などと主張し、高額な図書の購入や団体への贊助金を強要するなどの不当な要求を行います。

## 段階 3

「えせ同和行為」を行う者は、企業等が要求を断ると「同和地区関係者だからといって断るのは差別だ。」などと言いかかりをつけ、「監督官庁に差別を受けたと抗議するぞ。」「関係先や上位組織にも抗議するぞ。」などと脅します。時には「若い者をやるぞ。」「何度も行くぞ。」など、あたかも暴力団の脅しを思わせるような手口も使います。

このように同和地区関係者になりますし、恐喝あるいは恐喝まがいの要求を受けた企業等はもちろん被害者ですが、その一方で「不当な要求をした」という濡れ衣を着せられた同和地区の人々も、いわれのない差別や偏見を受けるなど、実際の社会生活においても深刻な被害を受けることになります。これはまさしく「えん罪」であるといつても過言ではありません。

「えせ同和行為」は同和問題の早期解決を強く願つている人々の思いを踏みにじるもののです。また、長い間行われている同和問題の解決のための民間団体の活動、あるいは学校教育や市民啓発の成果も大きく損なわれてしまっています。

「えせ同和行為」に対しても、不当な要求や脅しを恐れず組織的に断固拒否することが重要です。特に、企業や団体としての同和問題に関する知識の不足や、同和問題への取り組みのあいまいさがあると、「えせ同和行為」を行う者につけ込まれやすくなります。毅然とした態度で対処するためにも、日頃から研修などを通じて同和問題についての正しい理解を深めることが重要です。そのことは卑劣な行為である「えせ同和行為」を許さず排除することにつながり、同和問題の解決を目指す上でも不可欠なことなのです。

もし、「えせ同和行為」と疑われる行為を受けて対応に迷った場合、不明な点や不安がある場合には、直ちに相談機関に連絡して助言を受けましょう。また、要求者に話し、これらの「関係機関に相談し、その指示に従います。」と言つて対応するのも有効な方法の一つです。



## 「えせ同和行為」に関する相談は

### ■ 筑紫野市役所

総務部人権政策課 TEL 092-923-1111 (内 428)

教育部 教務課 TEL 092-923-1111 (内 423)

### ■ 福岡法務局 筑紫支局 総務課

TEL 092-922-2881

### ■ 筑紫野警察署

TEL 092-929-0110 (代表)

※犯罪、暴力事件またはその疑いがある場合に連絡してください。

また、緊急の場合は 110 番通報をしてください。

### ■ えせ同和行為の具体的対応の要点をまとめたもの

<http://www.moj.go.jp/content/000122217.pdf>  
(法務省ホームページ内)

『えせ同和行為対応の手引』

# 同和問題の解決は、みんなの課題に

2011（平成23）年、筑紫野市ではこれまでの同和対策関係諸施策の成果と課題を科学的に明らかにするために、「筑紫野市同和問題実態調査」を実施しました。その中の「市民意識調査」で、同和問題の解決方法を問う項目がありました。その結果、「同和地区のことなど□に出さず、そつとしておけば、差別は自然になくなる」と回答した人は、全体の38.8%（複数回答）でした。

こうした考え方は、「寝ていろの子どもをわざわざ起して泣かせることはない」に例えて、「寝た子を起こすな」としばしば表現されるものです。差別は、「そつとしておけばなくなる」ものでしょうか？

## 「歴史的事実は」

1871（明治4）年、明治政府は、江戸時代の「武士・農民・町人」以外の身分とされた「差別された人々」の身分も職業も平民とする、いわゆる「解放令」を出しました。この「解放令」と国民平等によつて制度上の差別

はなくなつたことになつています。その後、政府は差別をなくす具体的なことはほとんど取り組んでいません。まさに、「□に出さず、そつとして」何もしない時期がますます、差別と迫害は拡大していくのが歴史的な事実です。そうした差別の中につつて、やむにやまらず、人間としての当然の抗議の声をあげていく人たちが登場します。1922（大正11）年の、全国水平社の結成です。この創立大会で読まれた「水平社宣言」は、日本初の「人権宣言」と言われ、その後の同和問題解決の大きな力となりました。そこには、「人間を尊敬することによって、人の世に熱と人間に光を」求めていくという人間解放の崇高な考え方があらぬかれていました。これもまた歴史的な事実です。

## 「同和問題をみんなで学び、考える」

筑紫野市民の85%の人は、「同和問題を知っている」と回答しています。「わざわざ知らない人（寝た子）に教える」とは「わざわざ教える」という考え方にはすでに無理があります。

す。現在知らないと答えた15%の人は、これから長い人生の中で同和問題を知らずに生きていいくこと自体がそもそもありえないことです。大切なことは、同和問題を正しく知る機会を、行政や学校、地域社会、家庭がむしろ積極的につくりだし、みんなで学び、考え方あつことで、寝た子を正しく起こすことです。その過程で、差別的な発言が出ることもあるかもしれません。それを正すことができるのは私たちの持っている理性であり良心です。

### 「人を大切にする」

「同和地区の人たちを差別によってこれ以上傷つけたくない」というやさしさから「同和地区のことは口に出さず、そつとしておいて、そして、いつしか差別などしないようになつてほしい」という考え方の方もおられるかも知れません。こうした考え方は、当事者にとっては、「差別されても黙つて我慢しつづけなさい」ということになります。差別され傷つき涙している人をなぐさめ、元気づけ、励ましていく言葉ではないことは明確です。人を大切にすることは、差別の事実を明らかにして、一人の問題をみんなで考えあい、よりよい社会をつくるうと努力

していくことだと思います。  
わたしたちは、そうした努力を積み重ねながら、「人権尊重」という考え方を発展させているのだと思います。



# 「部落差別をなくす」のは私です

差別をのりこえて　一詩　お姉さんへ

一年前結婚したお姉さん。  
しあわせでしたか。  
そして、今、しあわせですか。

お兄さんとの結婚を  
部落民だということで  
反対されたお姉さん。  
自分自身の人格もみてもらいたい  
部落民だと反対された。

それでも、あきらめずに  
お姉さん、がんばりましたね。  
お兄さんの両親に  
手紙を書いていたうしろ姿  
なんとかわかつてもらおうと  
その姿の  
真剣だったこと  
わすれません。

結婚式にも  
お兄さんの両親は  
出席しませんでした。

くやしかつた。  
悲しかつた。  
思い出すたびに  
いかりが  
どつと胸にじみあげてきます。

けれど、お姉さん  
あなたは、たえました。  
くやしかつたでしょう。  
部落に生まれたことを  
どんなにかのろつたことじよ  
う。  
わたしの何倍も……。

花嫁姿は、きれいだつた。  
しあわせだつたでしょう。  
そのときは。  
けれど、暗い思いが  
どこかにあつたでしょう。  
なにか、わりきれないものが。  
差別をして  
何の価値があるのでしょう。  
差別をする人は、



何もわかつていなゐのよね。  
お姉さん、そう思いませんか。

今は、お姉さん、  
ほんとにしあわせですね。

お兄さんと二人。  
道ばたにならんでいる

二つの石のように  
なかよく

いつまでも……  
よかつたね。よかつたね。

(高知県中学生)

この詩は、平成23年度まで使われていた中学校の社会科教科書（東京書籍）に載っていた

ものです。

中学生は、この詩から同和地区出身ということで結婚を反対される結婚差別が現実に依然として起きていることを学びます。そして「お姉さんは何をわかつてほしかったのか」「何がくやしかつたのか」「どのようないかりが胸にこみ上げてきただのか」などについて考え、結婚差別の深刻さやおかしさについて学習



ていきます。また「あなたは、たえました。」「今は、ほんとにしあわせですね。」などの言葉から、結婚差別を乗り越えていくお姉さんの嘗みに共感をしていきます。このように中学生は、部落差別（結婚差別）が現存していること、部落差別（結婚差別）のおかしさ、それを乗り越えていくことのすばらしさ等の学習を通して、差別をなくしたいという意志と差別をなくすために何ができるかや何をしなければならないかなどの実践力を身につけていきます。

1973（昭和48）年度使用の中学校社会科教科書に初めて同和問題が記載され40年近くたちます。結婚差別をのりこえていく力は、二人の愛と正しい知識です。その知識は、長年の同和問題学習の積み上げの中で、確実に子どもたちに根づいています。

ある中学校で授業を公開された先生は、「同和問題は今日勉強したように『人によつてつくられた差別』です。なので、人の手によつてなくせるはずです。今後社会科の授業で、同和問題を解決するにはどうしたらよいか、皆さんと一緒に考えていきましょう」と学習のまとめをされました。

私は「同和問題を解決するのは、子どもたちだけの課題ではない。私たち大人の役目もある。」と心に強く受け止め、まとめの話に聴き入っていました。

# 子どもたちが学ぶ同和問題

筑紫野市では、同和問題を解決するためのさまざまな取り組みの成果と課題を科学的に明らかにするため、2011（平成23）年に「筑紫野市同和問題実態調査」を行いました。その中の市民意識調査から次のような結果がありました。

「同和地区」「被差別部落」などとよばれ、差別を受けている地区があるのを知っていますか。」という質問に対し、「知っている」と答えた人が85.0%でした。「知っている」と回答した人のうち15歳になるまでに知った人の割合は62.0%でした。また、知ったきっかけは「学校での学習で教わった」が36.6%と最も多くの方が回答しました。

1973（昭和48）年度使用の中学校社会科教科書に初めて同和問題が載りました。つまり同和問題に関する学習が具体的に始まり40年近くたちます。「学校での学習で教わった」と回答した人の割合は前回1970（平成9）年調査から、12.3%も増えています。学校での問題学習を推進してきた成果ではないでしょうか。

「学校での学習で教わった」と回答した人がいう学習とは、同和問題の歴史的認識を正しく学ぶ教科である社会科だと考えることができます。

筑紫野市教育委員会では、社会科教科書をもとに同和問題に関わることについて共通して指導する「社会科学習カリキュラム」を作成し、市内すべての学校において実践をしています。

では、市内の中学生は「社会科学習カリキュラム」で、同和問題に関わることについてどのような内容を学習しているのでしょうか。

## 歴史の授業では

○ 江戸時代のさまざまな身分の人々の生活について調べる。（第2学年）

- ・武士と百姓・町人の生活について調べる。
- ・差別された人々の生活について調べる。

- ・差別された人々が社会の中でどのような役割を果たすのか。

していたかについて調べる。

- 明治政府が出した「解放令」による、古い身分制度の廃止と廃止された後の社会の様子について調べる。（第2学年）

「解放令」発布の意義について調べる。

- 「解放令」発布後の人々の差別意識がどのように変わったかについて調べる。

- 大正時代の水平社運動の目的と人々の思いや願いについて調べる。（第3学年）

・「水平社宣言」を読んで、水平社運動とはどのような運動だったかを調べる。

### 公民の授業では

- 日本国憲法に込められた期待と基本原理について調べる。（第3学年）
  - ・憲法と立憲主義について調べる。
    - ・日本国憲法の基本原理について調べる。（国民主権、平和主義、基本的人権の尊重）

- 平等権と共生社会について調べる。（第3学年）

・部落差別によって平等権が保障されていない現実に対し国はどのように取り組んできたのかについて調べる。（同和対策審議会答申等）

・部落差別をなくすために自分たちに何ができるかについて話し合う。

この「社会科学習力カリキュラム」を活用した取り組みにより、同和問題をはじめとする人権問題に関する正しい歴史的認識と豊かな人権感覚を身につけた子どもに育つてほしいと願っています。



# 市民懇談会～さまざまな人権の学びの場～

「迷信の由来を聞いて、迷信が根拠のないものを感じた。同時に部落差別も根拠のない、人権を否定するといふことで、絶対にあってはならないものだと改めて思いました。」（「迷信と人権・同和問題」の講話を聞いて）

た。人との関わりが、どれほど大切で、心を温めてくれるものだということを痛切に感じました。」（高齢者に関する人権問題を描いたDVD「探梅～春、遠からじ～」を見て）

「『頭で分かっているなら、心で分かってください』と  
いう講師の言葉が一番響いた言葉でした。」（ほんわか  
人情　しつかり人権」の講話を聞いて）

「寸劇、○×クイズなど、発信手法を工夫しているなど  
を感じました。また、本日の話には、男性の参加を増やす  
ほうが良いと思いました。夫も参加していれば、定年後  
の話が仲良くできると思いました。」（女性に関する人権  
問題を描いた寸劇「おーい、お茶」を見て）

「携帯電話を使つたいじめや中傷がこんなにも深刻になつてゐることに、大変驚きました。」「（いじめに気付  
いたら、傍観者にならない）そういう教育を子どもにして  
いきたいと思いました。」

（子どもに関する人権問題を描いたDVD「ひとみ輝くと  
き」を見て）

「介護、認知症は明日はわが身と改めて考えさせられ

た。人との関わりが、どれほど大切で、心を温めてくれ  
るものだということを痛切に感じました。」（高齢者に関する  
人権問題を描いたDVD「探梅～春、遠からじ～」  
を見て）

これらは、市内各行政区の公民館等で開催されている、市民懇談会に参加された皆さんから寄せられた感想の一  
部です。

市民懇談会は、市民の皆さん一人ひとりが同和問題をはじめ様々な人権問題を自分のこととして考えることを目的に、1981年から毎年実施されています。

昨年度の市民懇談会は、平日の夕方や土曜日・日曜日など、みなさんが比較的参加しやすい曜日や時間帯に設定されています。

あなたの地域の市民懇談会に参加してみませんか。人権問題を考えるきっかけになると思いますし、ご近所の方々とコミュニケーションを深める良い機会にもなります。





2014年10月15日発行・解放への一歩 第41集

- 編 集 発 行／筑紫野市  
筑紫野市教育委員会  
筑紫野市同和教育研究会  
筑紫野市同和問題啓発資料編集員会
- 問い合わせ先／筑紫野市教育委員会教務課  
TEL(092)923-1111
- 印 刷／秀英社印刷株式会社